



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社みちのく銀行
代 表 者 名 取締役頭取 高田 邦洋
コ ー ド 番 号 8 3 5 0 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 経営企画部長 須藤 慎治
(TEL 017-774-1116)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 25 日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社への移行が平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 44 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）で承認可決されることを前提に、当行の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、社外取締役である取締役は、監査等委員でなくとも、本制度の対象者から除かれます。

記

1. 導入の背景および目的

当行取締役会は、取締役等の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

なお、当行は、平成 22 年 6 月 24 日開催の第 38 期定時株主総会において、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 34 期定時株主総会においてご承認をいただきました当行取締役の報酬額とは別枠として、当行取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年間につき年額 60 百万円を上限とする旨および当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会での本制度に関する議案の承認可決を条件として、上記決議にかかる取締役の報酬枠を廃

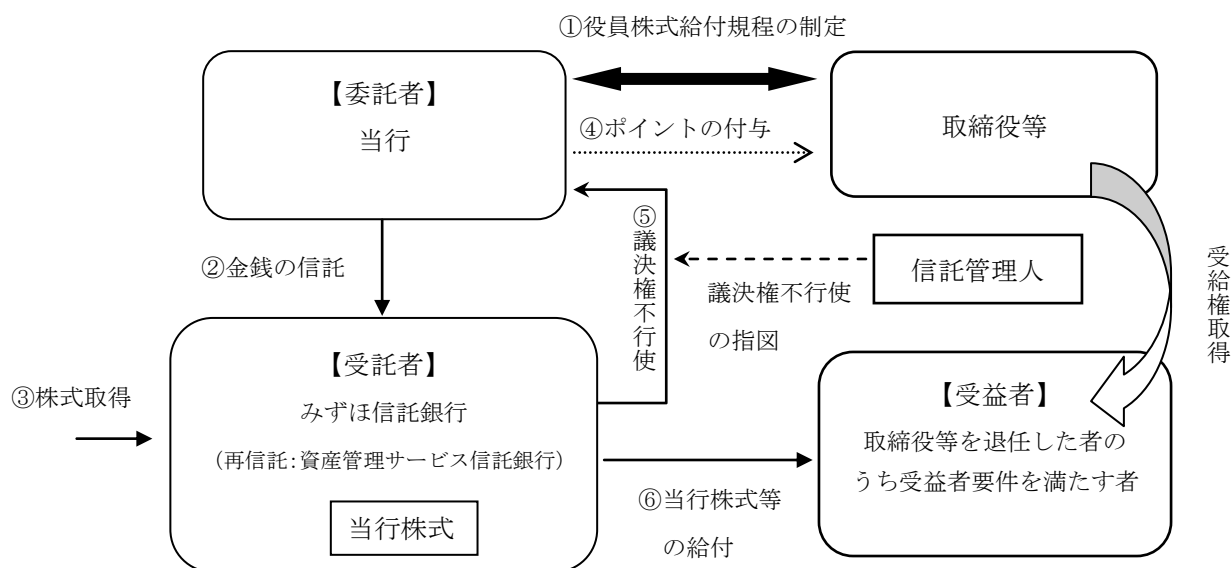
止するとともに、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該取締役等において権利放棄することといたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当行は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントのうち役員株式給付規程の定めに従い各人毎に算出される一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員

(3) 信託期間

平成 28 年 9 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当行が本信託に拠出する金額

本株主総会で、本制度に関する議案をご承認いただくことを条件として、当行は、平成 28 年 3 月末日で終了した事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、当該 5 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当初対象期間に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として 448 百万円、執行役員分として 581 百万円、合計 1,029 百万円を上限として本信託に拠出いたします。なお、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄の上、本制度に基づく応分のポイントを付与することにより、本制度に移行することといたしますことから、当初対象期間にかかる上記信託拠出額は、その点を勘案して算出しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として 250 百万円、執行役員分として 350 百万円、合計 600 百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(5) 当行株式の取得方法および取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。

ご参考として、平成 28 年 5 月 11 日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当行が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額 1,029 百万円を原資に取得する株式数は、最大で 5,813,000 株となります。

(6) 取締役等に給付される当行株式等の具体的な内容

当行は、各事業年度に関し、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを各取締役等に付与します。なお、当初対象期間に関しては、取締役等において放棄することになる付与済みのストックオプションの個数についても勘案致します。かかるポイントの付与は、平成28年3月で終了した事業年度を対象とする分より開始することを予定しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会の承認決議の後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行う。)

下記(7)の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数に1を超えない退任事由別の係数を乗じた数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

なお、上記(4)のとおり、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に移行することといたしますことから、本信託設定後、遅滞なく、かかる移行に伴うポイントの付与を行うことを予定しております。

(7) 取締役等に対する当行株式等の給付時期

当行の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応する当行株式のうち役員株式給付規程の定めに従い各人毎に算出される一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当行株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に

係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当行株式については、全て当行が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当行に給付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当行
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当行と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 28 年 9 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 9 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 9 月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上